Title	スピノザと「法の支配」の行方
Author(s)	川添, 美央子
Citation	聖学院大学論叢, 第 24 巻(第 1 号), 2011.10 : 89-106
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3332
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

〈原著論文〉

スピノザと「法の支配」の行方

川　添　美央子

Spinoza and the Rule of Law

Mioko KAWAZOE

Spinoza's political thoughts, including especially his democracy theory, have often been regarded as one of the origins of "constituent power", which opposes constitutionalism. Nevertheless, as far as his monarchy and aristocracy theories are concerned, he advocates a fairly conventional constitutional view, as evident in his demand for *Syndicus*. When we turn our eyes to his democracy theory, however, there are few traces that indicate Spinoza's concern with the rule of law. Should we think that there is no place for the rule of law in his democracy theory? This thesis suggests that, in spite of the absence of an organization like *Parlement* or *Syndicus*, if we recognize the importance of the balance between reason and passion, we may find that the rule of law is still valid in Spinoza's democracy; in Spinoza's view, the certainty of law depends on the harmony between reason and passion in society.

Key words; Spinoza, Machiavelli, civic humanism, constitutionalism, rule of law
Key words; スピノザ，マキァヴェッリ，シビック・ヒューマニズム，立憲主義，法の支配

はじめに

スピノザは立憲主義者か，と問うのは，問いの立て方からして的外れな印象を与えるだろう。たとえば昨今影響力のある，ラディカルなスピノザ解釈を提示するネグリはその主著『構成的権力』において，立憲主義を「不平等性を媒介する非民主主義的なパラダイム」であり，「過去しか知らない法的ドクトリン」として切り捨てる(1)。そしてこのような，過去によって現在を説明する立憲主義に対し，時間を加速化させる未来に向かう力としての構成的権力を対置させ，その最初かつ唯一の証人としての地位をスピノザに与える(2)。この立場からすれば，スピノザが克服したはずのパラダイムを今更スピノザに帰しうるかどうか問うのは，誤った問題設定ということになろう。

執筆者の所属：政治経済学部・コミュニティ政策学科　論文受理日 2011 年 7 月 8 日

ところで，その立憲主義（constitutionalism）の中心をなす constitutio という概念には様々な意味が含まれる。それは過去の経験が蓄積され淘汰される中で残ってきた様々なもの……たとえば内的抑制のエートスと市民の相互義務や，それらによって守られた制限政体をも意味しうるし(3)，正義の支配，また古来からの政治的共同体のあり方なども含意しうる(4)。勿論，スキナーが立憲主義の背景として，ローマ法の伝統「いかなる君主も法を超越している（legibus solutus）と見なされてはならない」に言及していることからも，「法の支配」という要素も忘れられてはならない(5)。これらの様々な意味の中で本稿では，主に次の二つに着目することによって，スピノザと立憲主義の関係を考えたい。第一は，今しがた述べてきたところの，constitutio の語が表す古来の国制ないしは伝統的な政治的共同体のあり方という意味である。これはスピノザ自身が，そのような内容をも含意していると思われる文脈で constitutio の語を用いていることによる(6)。第二は「法の支配」という意味であり，スピノザが国家の原理や根本法の重要性をしばしば強く主張していることによる(7)。これらの要素は相互に深く関連しあっており，スピノザもまた，国家の根本的な枠組や土台，法について語るにあたり，適宜 constitutio，fundamentum，principium，jura などの語を用いていた。そのことは，これらの言葉が意味において多分に重なりあっていたことを物語っている。

この点を踏まえた上で本稿において試みるのは，スピノザの政治思想，なかでも民主政論をその頂点と捉えた場合，立憲主義を構成するこれら様々な要素のうち，少なくとも「法の支配」の要素は完全に消え去ってはいないことを示すことである。本稿では以後，「法の支配」の語を，単に法律によって支配することではなく，「統治が根本法や自然法や正義などの規範の枠を超えない」という意味で用いることをお断りしておく。その意味で，法の支配や立憲主義を古色蒼然たる過去の遺物として退け，憲法を産出する源泉としての構成的権力論者としてスピノザを位置づけることにささやかな疑問を呈することをねらいとする(8)。

なお，本論に入る前に，民主政論を頂点とするという本稿の前提について簡単に説明しておきたい。『政治論』における叙述の順序である君主政，貴族政，民主政の順序を，そのまま人間の倫理的完成の段階を示すものと捉えたのはマトゥロンである(9)。これに対し筆者は，君主政や貴族政についての議論は，劣った段階としてあっさり切り捨てられてよいものではなく，後述する護法官の職務をはじめ，政体の健全性を維持するための様々な知恵など，十分に汲むべきものがあると考えている。とはいえ，スピノザ自身が「民主政が最も自然的で自由」〔TTP181〕と述べている以上，民主政がスピノザの最も理想とする政治だとすることには異論はない。従って以下では，君主政，貴族政，民主政の順序に従って，「法の支配」や「国制の維持」，およびこれらと関連する論点を扱い，最終的に民主政においてこれらの要素がいかに消え，あるいは残存しているのか，その行方を探ってゆくこととしたい。

1．君主政

スピノザは『政治論』の随所でマキァヴェッリへの評価を述べるが，スピノザの君主政論はマキァヴェッリの『君主論』とは全く趣を異とする。君主たるもの善事や信義に常に忠実たるべからずと説く『君主論』は，いわば法の支配に対するアンチテーゼの書でもある。その意味でネグリが法―外な権力論の系譜にマキャヴェリを位置づけるのは不適切ではない(10)。他方スピノザは後にみるように「法の支配」が守られるための一定の配慮を示す。また民衆の扱いについても違いが見られる。マキァヴェッリの，少くとも『君主論』における民衆は，支配者にとって操作の対象だといった感があるが(11)，スピノザにとってはそうではない。「人間は理性よりも盲目的欲望によって導かれることが多い」〔TP2：5〕などと，一般的に人間における強力な感情の支配力への諦念を示す記述もあるものの，民衆を信頼しその意向に配慮する傾向も見られる。「法の支配」はしばしば「意志の支配」と対比されるが，スピノザの君主政論においては，君主の意志と人民の意志，そして法は，いかなる関係に立っているのだろうか。

君主政論に該当する６，７章においてまず印象的なのは，民意をなるべく偏りなく吸い上げるための様々な工夫が施されていることである。3-5 年の任期付きの顧問官を各氏族から 3-4 名選ぶようにし〔TP6：15〕，会議休会時も顧問官は個別に討議し，100 票に至らない意見は無効と見なされる〔TP6：25〕など，民意を甚だしく無視した政策決定がなされないよう，様々な規定が定められている。

その場合必ずしも，特定の階級が特定の徳を備えていることを期待し，その徳を活用せんとするようなモンテスキュー的発想(12) というわけではない。原則として「本性は一つであって全ての人に共通」〔TP7：27〕だという平準化された人間観に則りつつ，以下に見るような民衆への信頼も見て取ることができる。

> 国民のこれほど多数から成るこの会議体には，必然的に，多くのかなり無教養な者が集まることにならざるをえないとはいえ，一方また彼らのおのおのは，長い間一生懸命やってきた業務においては十分練達で賢いことが確かである。このゆえに，50 歳に至るまでその業務を悪評なしにやってきた者のみを選ぶとするなら，彼らは自己の用務に関する助言を与えうるのに十分適するであろう。ことに，重要な事柄にあたり熟考の時間を与えられる時はなおさらである。〔TP7：4〕

この記述には，特段の教養や訓練のない一般民衆であっても，職業上または社会的一定の経験を積んだ者であれば，適切な問題について意見を求める限り，十分に聴くに足ることを述べるだろうと

いう考えが表れている。『政治論』 7 章 29 節にあるような，国事を秘密裏に行うことへの批判も，裏を返せば十分な情報を与えれば人民は適切に判断力を行使し，国家の健全性が維持されるという信頼の表れであろう。

おそらくこの背後には，君主政論においても時折見て取りうる，君主の権力は人民の同意によって支えられるという，契約説を想起させる発想がある。通常，契約説を前面に出す『神学・政治論』とは異なり，『政治論』では契約説は消滅したと言われる。確かに，契約によって権力の正当性を論証する手続きは，『政治論』のどこにも登場しない。しかし最高権力は人民の同意を基盤として成り立つという発想自体は，完全に失われているわけではない。たとえば「王の剣すなわち王の権利は，事実においては民衆自身の，あるいは民衆の大多数の意志である」〔TP7：25〕といった記述や，「ここで私は自由な民衆によって建設される（institutur）君主国家を念頭に置く」〔TP7：26〕という文は，「建設」という語のうちに，契約による設立というプロセスすら含意されているように読むことができよう(13)。このような発想を考慮すれば，君主の意志と人民の意志の関係もおのずと明らかである。「統治権を他人に譲渡することは，民衆あるいは民衆の大多数の同意なくしてはできない」〔TP7：25〕とあるように，統治権は本来人民の同意によって支えられている以上，人民の同意に支えられなくなるような君主の振る舞いや行為は考えられないことになる

では，このような人民の同意に支えられた君主の意志と法の関係はいかなるものか。スピノザには「王の意志が国法そのものであり王が国家それ自体だ」〔TP7：25〕のように，主意主義的な法や主権の理解を示す表現もなくはない。しかしこの記述は次の箇所によって敷衍されていると考えてよいだろう。

> だから君主国家が永続するためには，すべてが王の決定によってのみ起こる――言い換えれば全ての法が王の明示された意志である，という制度にされるのはよいが，王の全ての意志が法である，という制度にされてはならない〔TP7：1〕。

すなわち，最終的な決定権や裁可権は王のうちに担保されなくてはならないが，そのことと王の全ての意志が法になることとは厳然と区別さるべきことを，スピノザは認識していた。実際に全体を通して見るならば，スピノザがボダン―ホッブズ的主意主義的法観念を持っていたとは考えにくい。むしろ印象的なのは，「人間が感情に導かれると理性に導かれるとを問わず，とにかく有効にして確固たる法を持つために」〔TP7：2〕，換言すれば人間の状態如何にかかわらず法が常に有効に機能するために，様々な配慮を示していることである。

たとえば，権力分立への一里塚のようにも見える要素が，通常の助言機関たる会議体とは別に，独立した司法担当機関のようなものを設けようとしていることである。「法を司るためには法律専門家のみから成る他の会議体が構成されなければならない。これら法律専門家の任務は訴訟を裁

き，犯罪者に刑罰を科することにある」〔TP6：26〕[14]。さらに常任委員会のチェックによって，この会議体の公正さが保たれるよう，幾重もの仕組みが用意されている。

また，王の助言機関たる顧問会議もまた，「各氏族から少なくとも一人は法律専門の顧問官を選ぶ」〔TP6：15〕という仕方で，一定の割合で法に精通した者が席を占めるよう定められている。しかもその目的については，以下のように言われる。

> この会議体の主要任務は，国家の根本法（imperii fundamentalia jura）を擁護し，現在の諸政務につき王に助言を与えて公共の福利のためにいかなる決定をなすべきかを知らせ，こうして王がまずこの会議体の意見に聞かずにはいかなる取り決めもなしえないようにすることにある〔TP6：17〕。

かくして，民意を汲みあげるために手を尽くすのと同様，統治が根本法の枠組の中で行われるべく，スピノザが様々な工夫を施していることが理解できよう。双方の手立てに共通するのが，権力抑制の重要性の認識である。王は確かに最終的な意志決定を下す立場にはあるが，「会議体の意向に反する決定ができない」〔TP7：5〕という点でも，王にはむしろ対立する意見の調停者としての役割が期待されている観がある[15]。権力分立や混合政体の語は用いないものの，スピノザの君主政論は，君主と人民の意志と法とが均衡を保ちながら，存続するための配慮に貫かれている。

2．貴族政

さて，君主政においては民意をなるべく偏り無く吸い上げるために様々な工夫を施したスピノザであるが，貴族政においてはこの点に関し，君主政ほどの念入りさは見られない。貴族を「民衆によって選ばれるもの」〔TP8：1〕と規定し，その貴族の形成する会議体が国家的な決定をなすようにすることで，民意が反映される経路は十分だとしているように見える。貴族政論において着目すべきなのは，これら選ばれた貴族達の「意志の支配」と，国家の根本法という「法の支配」とが，どのように拮抗しあっているかということである。実際に，「十分に大きな会議体にいったん委託された統治権力は決して民衆には返ってこず」〔TP8：3〕，「会議体の明示された全ての意志が必然的に法となるべき」〔TP8：3〕といった表現を見ると，法に対する意志の支配の優位を示しているように見えなくもない。国家の諸基礎が「最高会議体の意志と力にのみ基づくようにする」〔TP8：7〕という表現も，スピノザがボダン―ホッブズ的な主意主義的法理解に則ったかのような印象を与え，その結果，貴族の会議体による恣意的な専制をもたらすのではないかという懸念も与える箇所である。では，貴族達の意志と法とはいかなる関係にあるのだろうか。

貴族の意志が物事を決定する舞台となるのは最高会議体（supremum concilium）である。中程度

の国家において，この会議体の構成員は 5000 人程度が必要だとされる。この会議体の仕事は「法律を定めあるいは廃止し，同輩者たる貴族ならびに全ての官吏（imperii ministros）を選ぶことに存する」〔TP8：17〕。この会議体には別の機関として元老院（senatum）が付属する。今日でいう行政機関に相応すると考えられ，その仕事は「公的な任務を行うこと（publica negotia agere），たとえば法律の公布や，法規に従った諸都市の防壁の整備や租税の賦課」〔TP8：29〕などである。戦争等に関する元老院の決定には最高会議体の承認が必要であること，また官職の決定権も最高会議体に存する〔TP8：29〕ことから，いわゆる行政権に対する立法権の優位が保証されていると考えてよい。問題はこの立法権たる最高会議体に対し，根本法はいかに関わるかである。

先程言及した「会議体の明示された全ての意志が必然的に法となるべき」〔TP8：3〕という主意主義的表現はあるものの，全体を見るならば，実はかなり周到な立憲主義的配慮が施されている。それは，護法官（syndicus）と呼ばれる職に大きな権限を持たせていることから明らかである。

護法官とは最高会議体に付随する別の会議体であり，その任務は「会議体や国家の官吏に関連する法律が，犯されることなく維持されるよう監督する」〔TP8：20〕ことに存する。選ばれるのは 60 歳以上の元老院議院経験者で，職務は終身のものであり〔TP8：21〕，つまりは法律と国事に精通した者を選ぶための配慮だと考えてよいであろう。

この護法官達には，最高会議体の意志を抑制するための十分な権限が与えられている。まず，いかなる法律も護法官会議の同意なくしては制定されえないという規定があり〔TP8：25〕，また最高会議を招集する権利から議案提出の権利まで護法官団が握っている〔TP8：32〕からである。すなわち，「法の守り手」たる人々に大きな権限を与えることで，国家の根本法を盤石にせんとするスピノザの意志がここに表れている。仮に（これはローマの例ではあるが）独裁官的な人物に権力を握らせてしまった場合も，護法官達の存在が，その人物の適正な権力行使と，国家形式の保持とを保証すると考えられているのである。

このようにして，「国家の全ての絶対的根本法が永遠に続く」〔TP8：25〕ために，スピノザはあらゆる手を尽くそうとする。すなわち，会議体の人々の意志を尊重することもさることながら，国家形式の保持（servata imperii forma）を重視し，なされるべき対策は「国家の本性に調和し，国家の諸基礎から導きだされるようなもの」〔TP10：1〕であるように求めることで，意志による決定をありうべき国家の形の中におさめようとするのである。すなわち『政治論』を見る限り，これまでのところスピノザから読み取りうるのは，ネグリが主張するような法を超えてゆく意志よりは，むしろ定められた国家形態を守り抜くために施された，様々な知恵なのである。

3．スピノザとシビック・ヒューマニズム

さて，続いて民主政を扱うに先立って，『政治論』および『神学・政治論』においても見られるシ

ビック・ヒューマニズムの要素の意味について考えておきたい。これらの著作においては，マキァヴェッリや同時代のヴェニス，あるいは古代ローマなど，シビック・ヒューマニズムの主題をなした論点について時折言及がなされている。そしてそれらは，法の支配や国家のあり方についても，一定の示唆を与えてくれる。また，マキァヴェッリの線上にスピノザを置くネグリの解釈の妥当性を検討するためには，いま一度スピノザがマキァヴェッリと何を共有し，どこで袂を分かっているか，確認しておく必要があるからである。ここでは，名誉心，市民の徳，ヴェニス評価の意味という三つの論点について考えてみたい。

感情の力強さを指摘し，時として悲観的人間像を描くスピノザであるが，それは逆に，その感情を国家のためにポジティヴに活用しようとする傾向とも結びつく。特にそこで焦点が当てられるのが「名誉心」である。それは高い地位を得ようとする期待であることもあれば，戦場における手柄[16]であることもある。少数者が名声をほしいままにするのではなく，たくさんの競争者がいる状況をよしとする考え方〔TP10：10〕も，多くの人々の名誉心を刺激することで良い結果をもたらそうとする発想が根底にあるのだろう。実際に『政治論』の７章には次のような記述がある。

> 全ての人間は名誉心（gloria）によって最も多く動かされるし，また健全な身体を持っている人間なら誰でも長命を保とうと願わぬ者はない。ゆえに武器を取るに堪える人間の中でこの栄職にのぼろうという熱望をいだかない者はほとんどありえぬことを認めるである。したがって，全ての人々は会議体へ選ばれるこの権利をできるだけ擁護するであろう。〔TP7：10〕

このように名誉心を活用することによって会議体の質を保ち，かつ会議体の人材の循環も担保し，国家の活力につなげようとする発想がスピノザにはある。しかしこれもまたスピノザ固有の議論ではなく，スピノザが勉強したマキァヴェッリにも見られる議論だった[17]。

> 総じて名声を博するためには，公的手段と私的手段との二つがある。公的手段とは公共の福祉（beneficio commune）のために見事な活躍をして名声を博する場合である。（中略）かようなわけだから，制度の整った共和国は既に申しのべたように，公的生活によって人気を集められる道はこれを誰にでも明けておくようにしなければならないことになる。これはあたかも世人の見るようにローマの行ったところである[18]。

このようにマキァヴェッリが既に『ディスコルシ』において，市民が名誉と人気を得られる舞台として公的手段を設定することが，共和国の利益に連なることを主張していた。

ただし，名誉心の重視は人文主義からの単なる借り物として『政治論』の中におさまっているともいえない。スピノザ哲学自体のうちに，名誉心の活用を肯定する視点が存したと思われる。それ

は，何事も感情による支えを必要とする，という考え方である。テキストに基づく検討は後節にゆずるが，スピノザによれば，国家の制度や法がいくら整っていても，それを活かし支える生き生きとした感情がなければ，それらの制度や法は存続しえない。名誉心の刺激と活用は，理性への感情の支えを重視したスピノザの哲学が，必然的に要請したものなのである。

この名誉心とならんでシビック・ヒューマニズムの重要な主題をなすのが市民の徳である。またスピノザの研究史においても，スピノザ的な精神の自由が市民の徳につながりうるか否かは一つの争点をなしている(19)。その問題についてはまた稿を改めて扱うが，ここでは『政治論』の中に徳らしきものの影があるのか，貴族政論を題材に探ってみたい。

この問題を考えるために，まず統治を委ねられている「貴族」とはいかなる人々なのか，確認しよう。「支配する権利が選挙にのみ依存する」〔TP8：1〕という記述が示すように，封建貴族とは違い選挙で選ばれる人々とされる。しかし「貴族は一定場所における一定家族から選ばれる。（中略）貴族に自分の息子を選ばせないようにするのは不条理」〔TP8：14〕という記述を見ると，一定の世襲および固定化を認めているようである。しかし資格がどのようなものであれ，スピノザが貴族に期待したものの実質については，むしろ貴族以外の人々である庶民や外国人に関する言明からうかがうことができる。

> 庶民自身は公的事柄にはかまけずに，ただ私的な事柄に心を砕いている（nullam rei publicae, sed tantum privatae curam habet）のに対し，貴族はこれら庶民の安全のために働いている。〔TP8：24〕
>
> 他国人たちは統治するためにでなく私的な営みにいそしむため（ad res suas privatas curandum）にそこへ移住して来ている。〔TP8：12〕

これらの記述の裏を返せば，貴族階級の特徴が見えてくる。つまり，常に公務にたずさわっていることで，公的領域において経験を積み，公的問題への見識を備えてゆく人々としてスピノザが貴族階級を捉えているらしいことが明らかであろう(20)。

貴族政論と君主政論の双方を通じ，スピノザが独自の仕方で直接に市民の徳を定義し，賞揚するような議論は見られない。しかしながら，一定の人々に政治的経験を積ませ，その経験を通じて慎慮（prudentia）〔TP10：1〕を身につけた人々の知恵を活用しようとする姿勢は，一貫して見て取ることができる。護法官団からは若年層を排除するように注意したり〔TP8：25〕，元老院議員が適宜再任されうるようにという要請〔TP8：30〕は，統治にたずさわるのは常に「練達にして経験ある人々（viris peritis et expertis）」であり「知恵と徳において際立った人々（sapientia et virtute clari）」〔ともに TP8：30〕たるべきだという考えに基づくものであろう。いわゆる行政府にあたるようにも見受けられる国家の共通政務を処理する機関である元老院については，数ヶ月交代で勤めさせる

輪番制のような提言をしている〔TP8：34〕。これもメンバーを適宜循環させて合議体の健全さを保つ効果をねらうだけでなく，たえずまとまった人数の人々が政治的経験を積む機会を得られるようにする配慮だといえるだろう。このような経験と練達の重視が，『政治論』全体を通じて見られる特徴だといえる。貴族政論において「貴族の権利と力が維持され，貴族の数が常に民衆を統治するのに事欠かぬだけ多くあるべき」〔TP8：39〕というのも，練達した善き人々による統治が良い社会を生むという洞察に基づいているのではないか。すなわち，市民の徳を直接的に推奨する議論はないものの，少なくとも貴族政論を見る限り，慎慮や政治的判断力を備えた人々による支配こそが望ましいものとして，統治のあり方が構想されているといえよう。

続いて，スピノザのヴェニス評価という論点に移る。まず，マキァヴェッリ読解が反映されていると容易に考えうる一つの要素が，傭兵を禁止し国民によって軍を組織すべきだとするスピノザの提言である。国民のみが軍を構成すべきだというのは再三再四繰り返される主張であるし〔TP6：10，7：12，7：17〕，「国民は傭兵を置くことを甘受するやいなや完全に従属状態に陥ることになり，絶え間ない戦争への基を置くことになる」〔TP7：12〕のような傭兵制批判も随所で展開されている。そして傭兵制の廃止と国民軍の創設は，もともとマキァヴェッリにとって悲願であり，複数の著作にわたって訴え続けたテーマであったことは衆知の事実である(21)。『ディスコルシ』では，傭兵は雇い主に対してすら略奪を働くなどといった批判を展開することで，国民軍創設の重要性を訴え続けている(22)。

ただし，軍隊を設置する目的について，マキァヴェッリとの違いも留意されなくてはならない。その際に注意すべきが，古代ローマと同時代ヴェニスに対する両者の評価の違いである。国民軍創設に情熱をかけたマキァヴェッリが志向するのは「拡大する共和国」であった(23)。だからこそ王を斥けたあとの古代ローマの興隆ぶりを賛美し，大国となるに至るローマの足取りを，同盟や占領の方法の細部にわたり，つぶさに検討している。逆に彼はヴェニスに対しては高い評価は示さず，むしろその『ディスコルシ』は「ヴェニスのパラダイムに対する体系的な異議申し立て(24)」とすら形容されるほどである。

他方スピノザはこれと逆の評価を見せる。既に『神学・政治論』においてスピノザは，古代ローマについては時折批判的ともとれる言辞を述べている。たとえばローマ共和国が不安定であったことを示すにあたり，「外敵から見れば難攻不落であったローマ共和国は，その市民によって何度も征服され，悲惨なまでに打ちのめされた」〔TTP190〕と記述している。ローマの人民は統治の形態（formam imperii）を容易に変ええたものの，結局のところ「一人の暴君のかわりに多くの暴君を選ぶことしかしなかったのであり，これらの暴君達はたえず悲惨な内乱や戦争を引き起こした」〔TTP213〕と述べ，ローマがその人民にとって幸福に生きうる国ではなかったようにも描写している。ローマへの低い評価は引き続き『政治論』においても見られ，特に戦勝で名声を得た人間が法律から解放されてしまったことを，ローマ滅亡の原因として指摘している箇所などは〔TP10：10〕，

法の支配が国家の存続の要であることを示唆している点で，本稿のテーマとの関連からみても興味深い。

おそらく，古代ローマへのこのような冷淡な評価は，軍隊の持つ拡大への志向に対してスピノザが否定的だったこととも関連するだろう。

> およそものの公平な判断者なら，現に持っているもののみを守って他に属するものを求めない国家，したがって戦争をあらゆる手段で避け，平和をあらゆる熱心さで擁護しようと努める国家こそは，全ての国家にまさって安定していることを否定しないであろう。〔TP7：28〕

このように，拡大することのうちに栄光を見いだしローマを範としたマキァヴェッリと，「現に持っているもののみを守る」国家こそ優れていると見なし，ローマに否定的だったスピノザとの対照は，看過されてはならない。

その点と関連して，あらためてスピノザは同時代のヴェニスをどのように見ていたかという点に着目しよう。といってもスピノザのヴェニスへの言及は多くはない。しかもたとえば次に引用するような箇所は，ヴェニスに対し肯定的とも否定的とも言い難い。

> ある人々はこの会議体のために何らかの首領や君主を選ぶのを常とする。たとえばヴェニスのように終身的に，あるいはジェノアのように期限付きで。しかしこれは国家にとって大いなる危険をもたらすことが明らかであるため，彼らはこれをきわめて注意深く行っている。確かに国家はこのようにして君主国家に近づくことは疑いえない。〔TP8：18〕

ヴェニスやジェノアが「注意深く行っている」と言われることから，評価的言辞として読めなくもないが，この節全体は貴族政が君主国家に近づいてしまう傾向性を論じているため，やはり中立的な記述と受け取るべきであろう。唯一の手がかりになるのは次の箇所である。

> 決定事項や国家の役人の選任において，全ての貴族に対して権力が平等にあるためには，また全ての事柄において迅速な手立てが打たれるためには，ヴェニスが従っていた手続きが奨められるべきである。ヴェニスは国家の役人を選出するために，何人かを会議体からくじで選び，これらの人々は順番が来ると，選ばれるべき役人の名前の宣言をする。そこから一人一人の貴族が，それに対し賛成であるか反対であるかを小石によって表明する。（中略）これによって，全ての貴族が決定において平等な権威を持ち，政務が迅速に行われるだけでなく，誰からも敵意をもたれる心配なしに意見を表明する絶対的自由を持つことになる。（これは会議にとって絶対に必要なことである）。〔TP8：27〕

唯一ここではスピノザは明白に，ヴェニスを手本とすべきことを主張している。しかも重要なのは，模範とすべき理由が単に手続きの洗練だけではなく，それが貴族間の平等と，何よりもスピノザがこだわり続けた「意見を表明する絶対的自由」を保証できる点に存することである。すなわち，国家の制度およびそれを支える精神の双方において，同時代のヴェニスに一目置く視点がスピノザの中にあったことが，ここから確認できる(25)。

当時のヴェニスが，混乱にあえぐ他のイタリア諸国に比して，その絶対的安定性がほとんど神話と化していたことはよく知られている(26)。それは完全に調和のとれた混合政体として，また権力分立の起源としてなど，様々な評価がなされていた(27)。栄光を獲得しつつも内紛にも苛まれたローマを退け，歴史の転変を免れ静かなる恒久性を享受したヴェニスを評価したことは，スピノザもまたその形態を保ちながら永続する国家を理想としていたことを，示唆しているのではないか。

これまで指摘してきた，名誉心や練達の顧慮，およびヴェニス評価の意味するところをまとめておこう。名誉心を刺激することの奨励や経験の尊重は，国家を支えるものとしての感情および身体性の重視を意味すると思われる。名誉心は多くの人間の持つ活発な感情であるし，経験とは部屋に留まって観想して得られるものではなく，会議への出席など身体を伴う活動が前提となって蓄積されるからである。そしてヴェニスへの評価は，拡大したり随時根本法を作り変える国家ではなく，本来の国家原理を守りながら存続する秩序に対して，スピノザが好意的だったことを物語っている。このようなスピノザの傾向性を確認したうえで，民主政論における法の支配の行方を探ってゆこう。

4．民主政

君主政論，貴族政論の双方においてスピノザは，意思決定機関とは別個に，法に精通した集団を設けようとした。そのような形でそこでは，「法の支配」という特質が明確に表れていた。しかし民主政についてはその傾向は，他の政体におけるほど明白ではない。一つには，『政治論』が未完に終わっているために，民主政についてのスピノザの具体的制度構想がほとんど残されていないという資料的条件がある。しかし，独立した司法的な機関の有無という点を脇に置き，それ以外の観点から見ても，スピノザの民主政と法の支配の直接的結びつきが見いだしにくいのは確かである。ではそこでは法の支配は消失しており，君主政から民主政への移行とは，法の支配から意志の支配へと歩む過程と読むべきなのだろうか。

まず，民主政を基礎づけている契約説の特質に着目したい。換言すれば，スピノザの描く国家設立の契約説が，意志の支配に親和的になってしまうようにも見えるのである。スピノザの契約説はロックのそれと異なり，最高権力者に明示的な制約を課す契約となっていない。その具体的な行論を辿ってみよう。『神学・政治論』16 章における民主政は，契約説とほぼ一体となって説明されている。すなわち，他者への力の委譲が権利の委譲でもあることが説明されたあと，「こうした社会の権

利は民主政と呼ばれる。つまりそれはなしうる全てのことに対して最高の権利を共同して持つ人々の普遍的な集まりとして定義される」〔TTP179〕と，ここでは民主政と契約行為とが表裏一体なものとしての位置づけが与えられている。

そして，この契約およびそこで譲渡される自然権のあり方が，民主政における「法の支配」の心許なさを予示している。ロックの場合，契約に際し，主権が守らなければならない条件が明確である。そしてその守らなければならない条件とは，その定義する自然権の範囲によって規定されている。たとえば生命や財産，良心の自由に対し我々は自然権として所有権を持つとされるからこそ，臣民の所有権の保証が，主権者の守るべき義務として課せられるのである[(28)]。

これに対しスピノザにおいては，そもそも自然権の規定がきわめて曖昧である。我々の持つ自然権は「生命，財産，良心の自由」のように，ある程度の客観性と共通性を持った基準として規定されているわけではなく，「本性的に決定されている通りに従って，存在し，活動する」〔TTP175〕ことへの権利である。いわば，各個人や個物が己のあり方に従って存在していることが，そのまま権利として肯定されてはいるものの，逆に言えば，悲惨な状況にある人々に対して，彼らが引き上げられるべき一定の水準を示す権利概念とはいえない。従って，そのような権利（および力）を委譲する契約をなしたとしても，それは最高権力に対して一定の義務づけをしうる契約とはなりにくい。その結果，民主政において「最高権力は何らの法にも拘束されないこと，むしろ全ての人は全ての点において，最高権力に従わなければならないことが帰結される」〔TTP179〕と述べられることとなる。このように，まずスピノザの契約が，最高権力に対し明示的な規範を課さないような契約であることを，確認しておきたい[(29)]。

ではこのような，「何らの法にも拘束されない」民主政とはどのようなものか。まず民主政の定義を見ておくと，それは，国民権を持つ全ての者が最高会議における投票の権利や国家の官職に就く資格を要求しうる国家というものである〔TP11：1〕。その民主政を理解するうえで鍵となるのは絶対統治の概念である。というのも，『政治論』11 章の冒頭において，「私は第三の国家，完全な絶対統治の国家（absolutum imperium）へと移る。我々はこれを民主政と呼ぶ」と，絶対統治と民主政が等置されているからである。

ただし，未完に終わっている『政治論』は勿論，『神学・政治論』においても我々は，絶対統治の概念が明確に定義されたうえで民主政とのつながりが明らかにされるような説明を見いだすことはできない。むしろ絶対統治についての言及が何度か登場するのは，『政治論』の貴族政に関する箇所であるため，それらの記述を参考にしつつ，絶対統治の内実について，三つの要点を指摘したい。

まず絶対統治の第一の特質として考えうるのが，支配者と被支配者の間の緊張が皆無か，あるいは限りなく軽減されている状況である[(30)]。スピノザ自身の言葉では，貴族政が「絶対統治に最も近づくように組織された場合」とは，「可能な限り民衆が恐れられないようにされ，また民衆が国家の国制（constitutione）によって必然的に認められるべき自由以外のいかなる自由も有しないように

された場合」〔TP8：5〕と説明されている。そしてその後，反対の例として，政府の力をしばしば弱めたドイツのギルドの例が挙がっている。従って，支配者と被支配者の間に軋轢がほとんどなく，両者が限りなく一体化している状況を望ましいものと考え，それを絶対統治と名付けていることが分かる。

第二の特質として，「理性の指令と合致し，よってますます平和と自由の維持に適する」〔TP8：7〕統治のあり方だという点が挙げられる。だからこそ絶対統治は民主政において実現しやすくなる。なぜなら「一集団のある部分が不条理なことに関し意見の一致を見るのは不可能」〔TTP180〕であるがゆえに，民主政治において不条理なことが行われる心配は少なく，大抵の事柄が理性的と呼びうる範囲内に落ち着くことが期待され，そのことが平和と和合をもたらすからである。また，ここでは人々はその自然権を「自分もまたその一部分であるところの社会に委譲」〔TTP181〕し，治者と被治者の同一性が保たれるため，人々は自由を保持し続けることにもなる。こうして理性，自由，平和を構成要件とする絶対統治は，「より一層安全で，優れた状態」〔TP8：7〕と形容されることになる。

第三の特質として，いささか唐突かもしれないが，絶対統治の概念を支える哲学的洞察として，理性の感情への支配，あるいは理性と感情の一致ないし協働という要素が挙げられうる。絶対統治の原語である imperium absolutum の語は，『エチカ』第５部においては倫理的な文脈において登場する。第５部冒頭において，理性が感情に対してなしうることが以降の主題であると宣言されたうえで「我々は感情に対し絶対的支配を有しない（nos in ipsos imperium absolutum non habere）」〔EV Prae〕ことが確認されたり，ストア派はかつて我々が「感情を絶対的に支配しうると信じていた（absolutē imperare posse）」ことが紹介されたりする。そのいずれにおいても imperium absolutum とその派生語が使用されている。そしてその後『エチカ』第５部では，精神と観念の力に依拠した感情への療法が探求されてゆくことになる。すると，我々には到達しえないもののそこへと向かい続けるべき，理性の感情への絶対的支配――あるいは「支配」の要素が意識されない両者の協働――という境地と，政治の到達すべき終着点としての絶対統治の概念が，パラレルに捉えられていると解釈するのは可能なのではないか。

ではこのような絶対統治およびそれと等置される民主政とは，法による拘束を全く受けない統治なのだろうか。あらためて「法の支配」の有無に目を凝らしてみよう。

絶対統治が法に左右されないことを示唆する記述は幾つかある。「これらの会議の全ての意志が法となる限り，これを絶対統治と見なすことができる」〔TP8：4〕などの言明から，法が意志を律するよりも意志が法を作る側面がたびたび強調されているように見える(31)。また民主政においては最高権力がいかに不条理なことを命じようと，従うことが臣民の義務であることを主張するくだりもある〔TTP179-180〕。これもまた最高権力が理性（後述のようにそれは法と密接に関連する）を逸脱することを認め，ひいては肯定してしまうような記述であろう。

では民主政とは，民衆の意志による支配がいかなる拘束も受けないという形で頂点に達したものであり，根本法など規範の抑制力は消失している，と見るべきだろうか。確かに貴族政論や君主政論に見られた権力分立的な要素は探り出せず，明文化された憲法制定などの議論もない。しかし，そのような制度的規定を見いだすことはできないものの，スピノザの思考様式に着目する場合，「法の支配」はそう簡単に捨て去られるとは考えにくい。

では，「法の支配」と親和的と思われるスピノザの思考様式の特徴とは何か。その第一は，法は，人間の意志でいかようにも変貌させられるものではなく，それ自体で自存するものかのようにスピノザが捉えていることである。

> ところで何らかの国家が永続しうるとすれば，それは必然的に次のような国家，すなわちそのひとたび正しく定められた諸法律が侵されることなく維持される国家でなければならない。実に法こそ国家の魂だからである（Anima enim imperii jura sunt）。ゆえに法が維持されれば国家も必然的に維持される〔TP10：9〕。

このように法は国家の魂とすら言われ，国家が存続する（永遠である）ためには，法が守られ続けるのは「必然的」である。また別の箇所でもスピノザは，「国家を，それが安定化されたときの原理（principium）へと立ち返らせる」〔TP10：1〕必要性を，マキァヴェッリの言葉を借りて述べてもいた。

すなわち，ある国家が存続し続けるためには，本来の国家の原理が守られ，適宜そこに立ち返らなければならないという発想が，一つの柱としてある。この発想はまた，基本的な国制を維持しながら安定した存続を誇ったヴェニスを評価する視線とも通底する。政体が貴族政であれ民主政であれ，スピノザにはやはり，国家はそれを支える根本原理の枠内に留まることで歴史の荒波に堪えうるという洞察があったように思う。

このような理解には，次のような反論がありえよう。上述の引用箇所にせよ，確固たる法の重要性を述べた 7 章の記述にせよ〔TP7：5〕，いずれも貴族政や君主政について論じたところであるから，少なくとも民主政に対しては，法を国家の魂と捉えてそれを守り続けるべきという当為は当てはまらない，という反論である。

確かに，民主政においては，いわゆる国制の保持という意味での「立憲主義」の要素を見いだすことは難しいだろう。貴族政の議論には登場してくる constitutio の語は，民主政を主題とした『政治論』11 章にも，あるいは契約と国家設立を論じた『神学・政治論』16 章にも登場しない。政治的権利に関する不平等が，それぞれの都市国家の国制（constitutio）に埋め込まれていたとすれば，それらを克服したところにあるはずの民主政が，伝統的国制の保持を主眼とすることはありえないともいえる。

しかし，「法の支配」の概念から，国制の維持という要素を捨象してみたらどうであろうか。そのような意味での「法の支配」は，民主政においても生き続けている，とする解釈は可能なのではないか。しかし国制の維持という要素を抜き去った「法の支配」とはいかなるものか。一つ考えられるのは自然法が上位規範として拘束力を持つ状態であろう。「国家が自らのために守るよう拘束される，恐怖と尊厳の原因と規則は，国法ではなく自然法の領域に属する」〔TP4：5〕というように，引照基準として自然法を措定しているような記述が見られるからである。しかし，「国制が捨象された法の支配」とは何かをさらに探るため，彼の思考様式の第二の特質に目を転じよう。

スピノザには，精神と身体が調和し（換言すれば双方がともに同程度に能力があり），あるいは理性と感情の向かう先が一致することによって，その人間がよりよく存続できたり死を恐れずにすむという考えがある。たとえばEV P38において，より多くを認識した精神は悪しき感情にも捉われえず，そもそも感情から働きを受けることも少ないと言われる。そしてこの定理を補完するかのように，続くP39において，きわめて多くのことに有能な身体を有する者は，悪しき感情に捉われることが少なく，また神への愛へと刺激されることも述べられている。すなわち，より良き優れた生を送る人においては，精神と身体のそれぞれの能力の高さが同程度に調和しているはずという考えが表れている。そしてそれは人間にとどまらない。

> 法は理性と人間の共通の感情とによって支持される場合にのみ破られえない。そうではなくて，もし理性の助けによってのみ支えられるなら，それはきっと無力で，容易に破られる。ところで我々の示したところによれば，両貴族国家の根本法は理性ならびに人間の共通の感情に合致するのであるから，そうした国家は，内的原因によってではなく，単に何らかの不可避的な運命によってのみ倒壊しうる〔TP10：9〕。

このように，法もまた理性と感情が一致した状態によって支えられる時，安定した存続を享受する。前節において，スピノザには何事も感情による支えを必要とするという考え方があると指摘したが，それは上記の引用からも読み取れよう(32)。逆に言えば民主政においては，人々の理性と共通の感情が一致している状況を，その国家の根本法が示された状態として捉え返し，それを守り抜くことで，安定した存続を維持できるのではないか。

そして，理想的な民主政と同義である絶対統治は理性の指令と合致するものであり，またその原語であるimperium absolutumが，理性の感情への支配を示すものとして『エチカ』第５部で用いられていたことは，既にみた通りである。『エチカ』第５部はまた，十全な観念を見いだしてゆくことによって，感情への療法を手に入れる議論でもあった。理想的民主政を特徴づけるのが絶対統治であり，それが理性と感情の一致や調和を不可欠な要素として含んでいるのなら，それはまた理性と共通の感情に合致する根本法の上に成り立つ統治形態であり，その理想的状態が続くために，そ

の法が維持されることは不可欠な要件だと考えうるのではないだろうか。

おわりに

さて，以上の議論によって，ネグリが描くような構成的権力論者としてのスピノザ像を多少なりとも掘り崩すことはできただろうか。民主政論において（未完という事情はあれ）権力分立に関する説明もなく，「法の拘束を受けない」という言葉も見られる以上，ネグリのように読解される余地が残るのも認めざるをえない。しかしネグリはその議論において，もっぱら情念や感情の放出を重視し，そのエネルギーと構成的権力とを重ね合わせた(33)。しかし本稿が見いだしたのは感情の一方的働きではなく，理性と感情，また精神と身体の一致や協働や調和といったものである。これらが調和したあり方のうちに国家の根本原理を見いだし，それに立ち返ろうとする歩みを，ネグリのそれとは異なるもう一つのスピノザ民主政の道として提示することは可能だろう。ただしそれはあくまで「スピノザ的自然主義」と両立するような「法の支配」であって，上位規範が国民の感情を抑圧するような立憲主義ではない。ではいかにして共通の感情を涵養し，それが理性と一致する状態を作り出すことができるのか。この問題については，今後の検討課題としたい。

注

スピノザの原典については，『政治論』『神学・政治論』については PUF 版を，『エチカ』については WBG 版を底本とした。しかし原典からの引用表記については本文中の〔　〕内に慣例に従って略述した。従って『神学・政治論』についてはゲプハルト版頁数を記している。引用において軽微な省略がある場合，必ずしもその都度その旨明記してはいない。

(1)　Antonio Negri, *Le pouvoir constituent: Essai sur les alternatives de la modernité*, PUF, 1998（杉村昌昭・斉藤悦則訳『構成的権力』松籟社 2006 年）訳書 33–34 頁。

(2)　同訳書 54 頁。

(3)　Graham Maddox, “Constitutionalism”, in T. Ball, J. Farr and R. L. Hanson（eds）., *Political innovation and conceptual change*, Cambridge,（19891）1999, p. 51.

(4)　Maddox, *op. cit.*, pp. 52, 59.

(5)　Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, vol 2, Cambridge: Cambridge University Press, 1978, p. 124.

(6)　たとえば〔TP8：5〕,〔TP9：9〕など。畠中訳では前者は「根本法」，後者は「組織」と訳されているが，いずれも伝統的な国の骨格や制度の意味にも解しうる箇所である。

(7)　たとえば〔TP10：1〕など。

(8)　なお，ネグリとは逆のベクトルを示す研究としては，プロコヴニックがスピノザの共和主義を，当時のオランダ都市国家の体制（constitution）を守ることを含むものとして理解している。Raja Prokhovnic, *Spinoza and Republicanism*, New York: Palgrave Macmillan, 2004, pp. 248–249. プロコヴニックはいわばケンブリッジ学派的に，歴史的文脈を説明しつつそのことを示すが，本稿ではテキストに内在する論理を明るみにしながら，立憲主義的要素の論証を試みたい。

(9)　Alexandre Matheron, *Individu et communauté chez spinoza*, Paris: Minuit, 1988, pp. 503–535.

(10)　ネグリ　前掲訳書　38–39 頁。ただし，厚見は共和主義的マキァヴェッリにおける法の支配の重

要性を喚起し，ネグリとは異なる仕方でマキァヴェッリの「拡大する共和国」像を描いている。厚見恵一郎『マキァヴェッリの拡大的共和国――近代の必然性と「歴史解釈の政治学」』木鐸社　2007年 267–268頁，431頁。

⑾　たとえば君主が大事業を行うことで民衆を感嘆させるべきことを強調する以下の箇所など。Machiavelli, *Il Principe*, a cura di Martelli, Roma: Salerno, 2006, pp. 280–289. 池田廉訳『マキアヴェリ』中央公論社　1988年　133–138頁。

⑿　モンテスキューにおける貴族の名誉心とリベラリズムの関連については，以下を参照。川出良枝『貴族の徳，商業の精神――モンテスキューと専制批判の系譜』東京大学出版会，1996年。

⒀　ただし，『政治論』における契約説の契機についてはマトゥロンがさらに緻密に議論している。マトゥロンによれば，『政治論』では「政治社会は契約によって創られるのではなく，恒久的に更新されるべき合意によって，いまこの瞬間もたえず何度も生成している（engendrée）」という理解を示す。Alexandre Matheron, “La Fonction théorique de la Démocratie chez Spinoza et Hobbes”, in *Studia Spinozana 1*（1985）, p. 270. よって『神学・政治論』における契約と，『政治論』で最高権力を支える同意との関係の考察は，今後の課題としたい。

⒁　7章の最後においてひとしきりアラゴン王国の歴史的事例が紹介されているが，そこにおいても，法の解釈者として議会が存在したからこそ自由が維持できたことが強調されている〔TP7：30〕。

⒂「王は国民の大部分に有益な意見を裁可し，あるいは彼のもとに提出される反対諸意見をできる限り調節しようと努めるであろう。」〔TP7：11〕

⒃「護法官の地位を獲得する確実な希望」〔TP8：30〕，「栄光と名誉のあらゆる希望を取り去られた兵士がどうして勇敢に戦いえよう」〔TP8：9〕。

⒄　1960年代，スピノザはグロティウスやマキァヴェッリ，ホッブズなどの政治理論をたゆまず勉強し続けていたという。Steven Nadler, *Spinoza: a Life*, New York: Cambridge,（19991）2001, p. 270.

⒅　Machiavelli, *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, a cura di F. Bausi, Roma: Salerno, vol. 2, cap. 28, p. 702. 永井三明訳『ディスコルシ』ちくま学芸文庫　2011年，589–590頁。

⒆　たとえば次の研究はスピノザの自由と市民の徳は結びつかないと考え，スピノザ的精神の幸福は非政治的なものと述べている。Den Uyl, Douglas J, *God, Man and Well-being: Spinoza's modern humanism*, New York: Peter Lang Publishing, 2008, p. 12.

⒇　君主政について論じた個所でも，使節が貴族からのみ選ばれるように限定していた〔TP6：33〕。

(21)　たとえば『君主論』なら，傭兵の問題点を列挙した12章を参照。Machiavelli, *Il Principe*, cap. XII, pp. 181～197. 前掲訳書 90–97頁。

(22)　Machiavelli, *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, vol. 1, librol. Cap. XXI, pp. 124–126. 前掲訳書 121–123頁。

(23)　マキャヴェッリにおける「拡大」の必然性については，以下を参照。厚見　前掲書　411–415頁，428–434頁。

(24)　John Greville Agard Pocock, *The Machiavellian Moment; Florentine Political Thoughts and the Atlantic Republican Tradition*, New Jersy: Princeton University Press, 1975, p. 186. 厚見　前掲書 259頁。

(25)　スピノザがヴェニスを模範と考えていたことは，モローも指摘している。モローは，スピノザの「護法官会議」がヴェニスの十人会議を参考にした可能性があると述べている。Pierre-François Moreau, *Spinoza. État et religion*, Dijon: ENS éditions, 2005,　p. 38.

(26)　Pocock, *op. cit.*, pp. 276–277.

(27)　Pocock, *op. cit.*, p. 112, p. 288.

(28)「人々が社会に入る大きな目的は，彼の所有物（Properties）と平和と安全を享受することである」J. Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett, Wiltshire: Cambridge, 1988, ch. 11, p. 355.

(29)　なお，ホッブズの自然権が要請するのも「自己保存」だけであるから，その境界線の曖昧さという

点では，スピノザと変わりないともいえる。しかし，自己保存手段の判定が各人に委ねられるという意味においてその境界線は曖昧さを残しつつも，ホッブズの議論にはまだ，約束の遵守や臣民の自然権保護が主権者に対し守るべき正義として課せられるという構造はある。しかしスピノザはそのような正義を力の方に吸収させてしまっているという，ホッブズとスピノザの決定的な差異については，以下を参照。伊豆蔵好美「ホッブズとスピノザにおける〈自然権〉――イエレス宛書簡を手がかりとして」『スピノザーナ』vol. 11　2010 年，48–59 頁。

⑶⓪　『政治論』訳者の畠中尚志による訳注の説明では，絶対統治は「主権に対するいかなる反対勢力も考えることのできない統治状態」とされる。畠中尚志訳『国家論』（岩波文庫）８章註⑶　200 頁。

⑶① 同様の記述は『国家論』８章３節にもある。

⑶② それ以外にも，「これらの諸基礎を置くにあたっては，特に人間の感情を最大限考慮する必要がある。（中略）というのももし国家の法や公の自由が，効果のない法の助けによってのみ支えられるとしたら，かえってそれが破滅の基ともなるだろう」〔TP7：2〕という言葉もある。

⑶③ ネグリ『構成的権力』前掲訳書　414 頁。なお，柴田寿子は本稿とは別の観点から，ネグリの解釈の一面性を指摘している。柴田寿子『スピノザの政治思想――デモクラシーのもう一つの可能性』未来社　2000 年　92 頁。